

○ 財 務 省 告 示

財務省告示第七百十号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）及び同法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第三十六条第七項の規定に基づき、同施行規則別表第一及び別表第二に掲げる文言を表示することが困難な場合における同施行規則第三項、第四項及び第六項の適用について次のように定める。

平成十五年十二月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

- 1 葉巻たばこを一本ずつ入れ又は包む無色透明又はほとんど無色透明の主としてプラスチック製の最小容器包装については、たばこ事業法施行規則（以下、「規則」という。）第三十六条第三項の規定は適用しない。
- 2 容器包装の形状により、規則第三十六条第六項に規定する主要な面の数が一である場合（葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ（それぞれたばこ事業法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を除く。）について規則第三十六条第十一項の規定を適用する場合を除く。）には、同条第四項の規定中、「当該主要な面につき一を限り設けられた部分（その面積が当該主要な面の面積の十分の三以上であるものに限る。）の中に、一を限り」とあるのは「当該主要な面につき二を限り設けられた部分（それぞれの面積が当該主要な面を等分した面積の十分の三以上であるものに限る。）の中に、それぞれ一を限り」と読み替えるものとする。
- 3 容器包装を開いた際に二以上の部分に分離され別表第一及び別表第二に掲げる文言を読みやすく表示することが困難である面については、規則第三十六条第六項に規定する主要な面ではないものとみなす。